
管理運営方針

大学の教育研究の目的を達成するために必要な管理運営体制を整備する。

1. 教学組織

- (1) 本学は、学長を中心としたリーダーシップのもと、学部においては学部長が、大学院研究科においては研究科委員長が、それぞれの教育研究における責任を分担する。
- (2) 法令及び学内規程に定める事項については教授会の議を経て学長が行う。

2. 事務組織

- (1) 日常的な管理運営を行うために、事務局長を責任者とする事務局を置く。大学運営会議が必要な調整を行ったうえで、事務局各部門が事務を執行する。
- (2) 小規模大学の管理運営を行うにふさわしい、少人数で最大限のパフォーマンスを発揮できる、柔軟かつ権限と責任の明確な組織を確立する。また、構成員のやる気を引き出し、組織の目的を達成するにふさわしい人事制度を実現する。

3. 法人組織との協調・連携

- (1) 大学の設置者である法人は、大学の教育研究を推進するために必要な経済基盤を確実に措置することに責任を持つ。法人には寄附行為に基づき理事会を置き、理事長のリーダーシップのもと運営される。
- (2) 法人と大学の連絡調整は、常勤理事や責任者が理事会に出席・陪席する他、大学運営会議・常任理事会等の会議において行う。

4. 財務

- (1) 中期的な収支予測と毎年の予算編成方針の策定に基づき、教育研究を支える経営基盤の確保に努める。
- (2) 適正な予算管理及び予算執行を行なう。
- (3) 適正な監査体制の維持継続に努める。

2014年（平成26年）	1月21日	理事会承認
2018年（平成30年）	5月22日	改正
2022年（令和4年）	5月31日	改正